



2019年7月30日

各 位

上場会社名 株式会社 熊 谷 組
代 表 者 名 取締役社長 櫻 野 泰 則
コ ー ド 番 号 1861
上 場 取 引 所 東証第1部

当社連結子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社の連結子会社であります株式会社ガイアートは、全国におけるアスファルト合材の販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで、2017年2月28日に公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

同社において、内容を精査いたしますが、このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、当社グループ役職員一同、今後とも法令順守をあらためて徹底し、皆様からの早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 連結子会社の概要

1. 商号	株式会社ガイアート
2. 本店所在地	東京都新宿区新小川町8番27号
3. 代表者の役職・氏名	代表取締役 山本 健司
4. 事業内容	舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連する事業
5. 資本金の額	10億円
6. 当社出資比率	100.00%

2. 排除措置命令の概要

株式会社ガイアートは、全国におけるアスファルト合材の販売価格に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を現在行っていないことを確認し、今後同様の行為が行われないために必要な措置を講ずること等を命じられました。

3. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 26億2233万円
納付期限 2020年3月2日

4. 業績に与える影響

公正取引委員会より受領した当該案件に係る課徴金納付命令書（案）に基づき、2019年3月期決算において、独占禁止法関連損失引当金3,933百万円を連結財務諸表上に計上しているため、2020年3月期第1四半期決算において、上記課徴金納付命令額との差額1,311百万円を独占禁止法関連損失引当金戻入額として特別利益に計上いたします。なお、2020年3月期の業績予想につきましては、今後修正が必要と判断した時点で速やかに公表いたします。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

株式会社 熊 谷 組

経営企画本部 コーポレートコミュニケーション室 03-3235-8155
管 理 本 部 主 計 部 03-3235-8606